

岐阜市信用保証協会

岐阜市信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき、岐阜市が中心となり、市内の各金融機関の協力によって設立された特殊法人です。

岐阜市では、信用保証協会の運営如何が中小企業者の金融に及ぼす影響が大きいことから、信用保証制度が十分機能できるように努め、中小企業者の金融の円滑化を図っています。

信用保証協会の業務

信用保証協会の業務は、中小企業者が金融機関から資金を借りる場合に債務者の保証人となり、借入を容易にすることです。

信用保証協会自体は、直接資金の貸付をしていませんが、金融機関での借入手続や申請書類の作り方など、中小企業者からの相談に応じています。

保証の条件

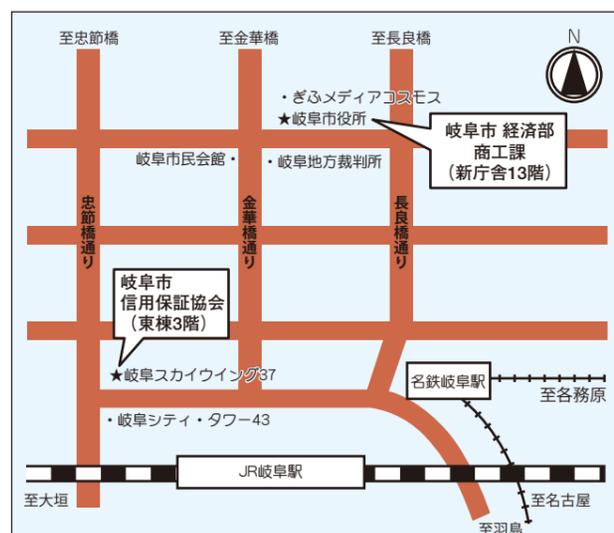
(1) 保証申込者の資格

中小企業者であって、市内に事業所又は営業所を有し、適法に事業を営んでいる個人、会社及び組合等で、融資資金の返済が確実に認められる方

組合は、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会、酒類業組合 [中小企業者とは資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については5,000万円、50人、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円、100人、サービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、100人）以下の会社・個人]

ただし、中小企業信用保証保険法施行令第1条に定める業種とします。

(2) 信用保証協会に代位弁済を受けたことのある方及び金融機関で取引停止処分中の方は原則として保証はいたしません。



- 岐阜市役所
経済部 商工課
(新庁舎13階)
〒500-8701 岐阜市司町40番地1
TEL 058-214-2771 (直通)
FAX 058-265-2218
- 岐阜市信用保証協会
(岐阜スカイウイング37 東棟3階)
〒500-8844 岐阜市吉野町6丁目31番地
TEL 058-265-4611
FAX 058-266-0315

令和3年度

岐阜市の融資制度及び 信用保証のご案内



全てを手繩に託す

(公財)岐阜観光コンベンション協会提供

岐 阜 市
岐阜市信用保証協会

●岐阜市の融資制度

基本融資条件

- 1 市内における中小企業者等で、市内に1年以上事業所（事業の拠点となる本店、支店及び事務所をいう）を有し、かつ、1年以上事業を継続して営んでいること（創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし伴走支援型特別資金は除く）
- 2 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること

資金名		融資対象者	限度額	期間
一般事業資金	中小企業振興資金	(基本融資条件に該当する方)	4,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	小口零細企業資金	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする。 (医業を主たる事業とする法人以外の特定非営利活動法人を除く。) (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人及び会社(ただし、(2)に掲げるものを除く。) (2) 従業員の数が、その業種ごとに政令で定める数以下の個人及び会社 (3) 事業協同小組合 (4) 従事する組合員の数が20人以下の企業組合 (5) 従業員の数が20人以下の協業組合 (6) 従業員の数が20人以下の医業法人(ただし、(1)～(5)を除く。)	2,000万円 (本件融資を含めた保証付融資残高が2,000万円まで)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 (一括返済は1年以内)
	短期資金	(基本融資条件に該当する方)	3,000万円	運転資金 1年以内
	短ぎふしアンリスト	(基本融資条件に該当する方) ただし、下記に該当する方 1 2期以上確定申告を行っている方 2 取扱金融機関との与信取引が1年以上ある方 3 直近決算で債務超過でない方 4 条件変更等による返済緩和がなされていない方	5,000万円	運転資金 1年以内
新産業振興資金	創業者支援資金	【一般枠】 次のいずれかに該当する方(特定非営利活動法人を除く。) 1 事業を営んでいない個人で、認定特定創業支援事業による支援を受けて6か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が6か月以内に設立し、かつ事業を開始する) 具体的計画を有し、創業関連保証が成立する方 2 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する) 具体的計画を有する方 3 事業を営んでいなかった個人、又は、その個人によって設立された会社で、事業開始後5年を経過していない中小企業者。ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、基本融資条件に該当する方 4 廃業後5年以内の方で、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす方 (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する(会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する) 具体的計画を有する方 (2) 事業開始後5年未満の中小企業者 【女性・若者応援枠】 【一般枠】の1から4のいずれかを満たす方で、女性又は35歳未満の方。 ※【一般枠】の必要書類に加えて、女性又は35歳未満の者であることが分かる身分証明書(健康保険証、パスポート等)の写しを取扱金融機関に提出するものとする。	2,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	みらい戦略資金	【新分野進出支援枠】 次のいずれかに該当する方 1 新分野(事業転換を含む)へ進出を図ろうとする方で、進出先の事業が当該企業の事業活動の相当程度(生産額等でみて概ね4分の1以上)を占める見込みである方 2 岐阜市事業創造支援補助金のうち、産学官連携事業補助金又は新規事業開発補助金の交付決定を受けた方 3 売電事業に係る施設の整備や機械を導入する場合の設備資金を必要とする方 【省エネ・エコ促進枠】 次のいずれかに該当すること。 1 省エネルギー機械、新エネルギー利用機械や産業廃棄物排出抑制機械を導入する場合等の設備資金 2 前号に関連した人材育成や外部専門サービスの利用を図る場合等の運転資金 3 その他、地球環境の保全・改善を図るのに要する資金 【重点施策枠】 次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中心市街地活性化基本計画(平成30年3月23日内閣総理大臣認定)の計画区域内において、次のいずれかに該当する方 (1) 卸売業・小売業・サービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う方 (2) 卸売業・小売業・サービス業の既存の店舗又は事業所で継続して事業を行う方 2 AI(人工知能)技術を適用したソフトウェア又はAI活用関連機器の開発を行う方 3 持続可能な開発目標(SDGs)について、目標達成に向けて取り組んでいる方	8,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	戦略資金	【重点施策枠】 次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中心市街地活性化基本計画(平成30年3月23日内閣総理大臣認定)の計画区域内において、次のいずれかに該当する方 (1) 卸売業・小売業・サービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う方 (2) 卸売業・小売業・サービス業の既存の店舗又は事業所で継続して事業を行う方 2 AI(人工知能)技術を適用したソフトウェア又はAI活用関連機器の開発を行う方 3 持続可能な開発目標(SDGs)について、目標達成に向けて取り組んでいる方	1に該当する方 1,000万円 2もしくは3に 該当する方 3,000万円	

- 3 市税を完納していること(創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし伴走支援型特別資金は除く)
- 4 資金の返済が確実に認められること

融 資 条 件							申込受付場所
返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
元金均等返済	1年以内	年 1.70%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.00%~0.50%	・普通銀行 ・信用金庫 ・岐阜商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.00%	原則として不要	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.50%~2.20%	0.50%~1.70%	
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.40%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.00%~0.50%	
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	金融機関 所定利率 (ただし、 年2.90% 以下の固定 に限る)	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.45%~0.50%	
元金均等返済	1年以内	年 1.00%	必要に応じて求める ただし、保険法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係で、創業関連特例又は創業等関連特例を適用する方については、無担保とする	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	
元金均等返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.35%~1.20%	
元金均等返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	
元金均等返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	

資金名	融資対象者	限度額	期間	
			期間	
新産業振興資金	雇用促進資金	適切な計画の下に事業拡大等を図り、融資実行日より1年以内に新たに雇用保険被保険者を1人以上雇用する方	3,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	ぎふし事業承継特別資金	1 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者とする。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証承諾日(ただし、融資実行されたものに限る。)から3年以内に融資申込みを行うものに限る。 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、申込時に満たしていることとする。 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率= (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費) 2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。 (1) 上記1(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 (2) 上記1(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)	設備資金 運転資金 10年以内
	ぎふし事業承継資金	(1) 【経営承継枠】 <対象者:中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ① 議決権株式の取得資金 ② 事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 運転資金	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)	設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む) 運転資金 10年以内
	ぎふし事業承継資金	(2) 【特定経営承継枠】 <対象者:中小企業である会社の代表者(代表者に就任後であること)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号の規定による認定」を受けた中小企業者の代表者(※1) <資金使途> ① 議決権株式の取得資金 ② 事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 運転資金		
ぎふし事業承継資金	(3) 【経営承継準備枠】 <対象者:中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号口又は同項第2号口の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ① 議決権株式の取得資金 ② 事業用資産等の取得資金			
ぎふし事業承継資金	(4) 【特定経営承継準備枠】 <対象者:事業を営んでいない個人(代表者に就任前であること)(※3)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による認定」を受けた事業を営んでいない個人(※1) <資金使途> ① 議決権株式の取得資金 ② 事業用資産等の取得資金			
(※1) 経営承継円滑化法の認定:(1) 枠及び(2) 枠は、中小企業庁の関連サイトにある「様式 第6」で、(3) 枠及び(4) 枠は、「様式 第6の2」で申請する (※2) 保証料率:(2) 枠で会社の代表者が別に個人事業を営んでいない場合は料率区分5とみなす				

融 資 条 件							申込受付場所
返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
元金均等返済	1年以内	年 1.10%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.35%~1.20%	・普通銀行 ・信用金庫 ・岐阜商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
元金均等返済 又は一括返済	1年以内	年 1.10%	必要に応じて求める	不要	経営者保証コーディネーター 確認無し 0.45%~1.90% 経営者保証コーディネーター 確認あり 0.20%~1.15%	経営者保証コーディネーター 確認無し 0.45%~0.50% 経営者保証コーディネーター 確認あり 0.20%~0.50%	
元金均等返済 又は一括返済	なし	年 1.10% (ただし、期間10年超の場合は1.50%)	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90% (※2)	0.45%~0.50%	(2) 枠については、上記を満たした上で、主たる取引関係を有する金融機関(※)を經由して申し込む (※原則として、申込者の既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関)
元金均等返済 又は一括返済	1年以内			【個人】 原則として事業承継する会社(法人保証)			
元金均等返済 (証書貸付に限る)				【個人】 原則として事業承継する会社(法人保証)			
(※3) 事業を営んでいない個人:(4) 枠は別に個人事業を営んでいる方や別の会社(関連会社を含む)の代表権ある役員になっている方は対象外							

資金名	融資対象者	限度額	期間	
			新産業振興資金	事業所建設等促進資金
経営改善資金	経営環境変動対策資金	<経営支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月の売上高が前年同期の売上高と比較して、5%以上減少していること 2 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること 3 感染症法における「指定感染症」又は市長が特に対応が必要と認められた疾病等による影響で、最近1か月の売上高が前年同月比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比で3%以上減少することが見込まれること	1億円 (うち無担保は8,000万円)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
		<セーフティネット支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第3条に規定する普通保険又は同法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方 3 中小企業信用保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	ぎふし経営力強化資金	金融機関、認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定、実行、進捗報告を行う方(取扱金融機関は原則として年1回、中小企業者等の事業年度ごとに信用保証協会に対し中小企業の計画の実行状況とともに取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告する)	1億円 (うち無担保は8,000万円)	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資の借換資金は10年以内(一括返済は1年以内)
	ぎふし返済おまとめ資金	次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金を利用しており、その資金の元金の償還を行っている方で、適切な事業計画の下に、その残高の借換えを受ける方 2 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金(※)と岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資(※)を利用して、それぞれについて元金の償還を行っている方で、次の条件の全てに該当する方 (1)旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる方 (2)最近3か月の売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少している方 ※一部制度を除きます。	8,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 10年以内
	ぎふし危機関連連資金	中小企業信用保険法第2条第6項の規定(危機関連保証)により経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた方 ※1 取扱金融機関は、危機指定期間内に融資実行するものとする。 ※2 取扱金融機関は、本制度に係る融資が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、「危機指定期間」中であるとき、または融資期間が1年以内であるときはこの限りでない。	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)	設備資金 10年以内 運転資金 10年以内
特ぎふし別件走支援金型	次の1~3のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画(※1)を策定した方 1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) 2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に定める認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る。) 3 中小企業信用保険法第2条第6項に定める認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) ※1 取扱金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、事業者から計画の実行状況等の報告を受ける。 ※2 取扱期間:令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。	4,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 10年以内 (一括返済は1年以内)	

融 資 条 件							申込受付場所
返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
元金均等返済	1年以内	年 1.20%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.35%~1.20%	・普通銀行 ・信用金庫 ・岐阜商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
元金均等返済	1年以内	年 1.30%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	
元金均等返済	1年以内	年 1.30% ただし、責任共有制度対象外のものは、年1.10%とする	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.90% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号~第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例)	0.90% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号~第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例)	
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.40%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.50%~2.00% ただし、責任共有制度対象の場合については、0.45%~1.75%とする	0.50%~2.00% ただし、責任共有制度対象の場合については、0.45%~1.75%とする	
元金均等返済	1年以内	金融機関所定利率(ただし、年2.90%以下の固定に限る)なお、岐阜市の融資制度を利用しており借換えを必要としている場合は、年1.60%とする	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%~1.90%	0.00%~0.50%	
元金均等返済	2年以内	年 1.10%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.80% (中小企業信用保険法第2条第6項)	0.80% (中小企業信用保険法第2条第6項)	
元金均等返済 又は 一括返済	5年以内	年 1.30% ただし、責任共有制度対象外のものは、年1.10%とする	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない	0.85% ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%とする	0.85% ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%とする	

●岐阜市信用保証協会の保証制度

信用保証料と割引適用について

1. 信用保証料

保証料は下記の9段階のリスク考慮型保証料率となっております。

責任共有制度となる保証には上段「責任共有保証料率」が、それ以外の保証には下段「保証料率」が適用されます。

※(別表)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
評点	法人	0～20	21～30	31～36	37～45	46～55	56～60	61～66	67～72	73～100
	個人	0～32	33～42	43～51	52～63	64～74	75～76	77～83	84～94	95～100
責任共有保証料率(%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)	
保証料率(%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)	

(注) ・上記表中の特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証等をさします。

- ・CRD評点とは、経済産業省(中小企業庁)の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づいて、信用リスク計測のスコアリングモデルにより算出したものです。
- ・個人で貸借対照表を作成していない方、および白色申告の方は、区分⑤の料率が適用されます。
- ・原則として、全ての保証がリスク考慮型保証料体系となりますが、例外として経営安定関連保証などは特別適用されます。
- ・「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

制度名	目的及び保証対象	限度額	
		個人・会社	組合
普通保証	中小企業の事業資金の借入れを円滑にするための一般融資の保証	2億円	4億円
無担保保証	担保を要しないと協会が認めた一般融資の保証	8,000万円	
全国小口(小口零細企業保証)	1 市内における中小企業者で市内に住所又は、事業所を有し、次のいずれかに該当する方 (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業は5人)以下の会社・個人 (2) 事業共同小組合 (3) 従事組合員の数が20人以下の企業組合 (4) 従業員の数が20人以下の企業組合 (5) 従業員の数が20人以下の医業法人 2 既にご利用いただいている信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証であること	小規模企業者 2,000万円	
経営力強化保証	中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。)と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とした保証 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関へ(金融機関は保証協会へ)当該計画の進捗報告を行う中小企業者	個人・会社 2億8,000万円	組合 4億8,000万円
経営安定関連保証	中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づき、市長村長の認定を受けた方 第1号 経済産業大臣が指定する倒産事業者に対し50万円以上の債権を有する方 第2号 経済産業大臣が指定する取引先企業の事業活動の制限により影響を受ける方 第3号 突発的災害等の指定がされた地域で、特定業種を営み売上大幅減少している方 第4号 突発的災害等の指定がされた地域に事業所を有し、売上大幅減少している方 第5号 経済産業大臣が指定する業種に属し、売上大幅減少している方 第6号 取引先金融機関が破綻し、資金調達に支障が生じている方 第7号 経済産業大臣が指定する金融機関の金融取引の調整により影響を受ける方 第8号 整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡された方のうち、再生可能性のある方	個人・会社 2億8,000万円 (ただし、第6号に規定するものは3億8,000万円)	組合 4億8,000万円
危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて、市町村長の認定を受けた方	個人・会社 2億8,000万円	組合 4億8,000万円 (ただし、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算して、5億6,000万円まで(組合は9億6,000万円まで))

・経営力強化保証制度については、貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。

また、特別な理由なく金融機関に対する四半期毎の報告を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いいただく場合があります。

2. 割引適用

(1) 有担保保証に対する割引(※)

平成15年度に有担保の料率引き下げが導入された保証について、担保の提供がある場合は、0.1%の割引を行います。

(2) 会計参与設置会社に対する割引

一部の保証を除く保証について、当該中小企業者から、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1%の割引を行います。

3. 責任共有制度について

原則としてすべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

〈責任共有制度の対象から除かれる主な保証〉

(1) 経営安定関連保険(セーフティネット)1号～4・6号にかかる保証

※5号については、平成30年3月31日以前に保証申込受付した場合に限りです。

(2) 創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証(再挑戦支援保証含む)

(3) 特別小口保険にかかる保証

(4) 危機関連保険にかかる保証

(5) 全国小口(小口零細企業保証制度)

保証条件						
用途	保証期間	取扱期間	利率	信用保証料	担保	連帯保証人
運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 特に必要と認める場合はこの限りでない	常時	各金融機関の定めによる	別表による(※)	必要に応じて求める	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	同上	同上	別表による	不要	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
事業資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (一括返済は1年以内)	同上	同上	別表による(但し、利用する保険に保証料率の定めがある場合はその保証料率を適用)	原則として不要	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
事業資金 ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借換える場合は、10年以内とする。なお、据置期間はそれぞれ1年以内とする (一括返済は1年以内)	同上	同上	責任共有制度対象の場合は、0.45%～1.75% 責任共有制度対象外の場合は、0.5%～2.0% (原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも1区分低い料率を適用)	必要に応じて求める	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	認定指定期間	同上	1～4・6号 0.90% 5・7・8号 0.68% 特小保険付保分 0.65%	必要に応じて求める	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
事業資金	10年以内 (措置期間2年以内)	危機指定期間(貸付実行は危機指定期間内であること)	同上	0.80%	必要に応じて求める	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要

制度名	目的及び保証対象	限度額
		<p>次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方</p> <p><個人事業者の場合></p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上有る。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する方</p> <p>①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。</p> <p>②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①CRD基準と同等以上である。</p> <p>③確定申告が青色申告であり、保証申込直前の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。</p> <p>④確定申告が青色申告であり、保証申込直前の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。</p> <p><法人事業者の場合></p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上有る。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する方</p> <p>①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。</p> <p>②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記①CRD基準と同等以上である。</p>
当座貸越根保証	<p>次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方</p> <p>(1) 保証協会が定めた保証対象資格要件があること</p> <p>(2) 同一の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること</p> <p>(3) 申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること</p> <p>(4) 財務内容が保証協会の定めた基準以上であること</p>	<p>2,000万円</p> <p>(ただし、100万円以上とする)</p>
当座貸越根保証	<p><個人事業者・法人事業者共通></p> <p>(1) 同一事業の業歴が2年以上あり、2期以上の確定申告を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関において事業取引にかかる口座がある。</p> <p>(3) 申込金額は直近決算の月商3か月以内とする。</p> <p><個人事業者の場合></p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者</p> <p>①最近2年間の決算において申告所得を計上している。</p> <p>②直近の決算で債務超過でない。（青色申告複式簿記であり、貸借対照表の元入金＋当期利益＋事業主借－事業主貸がプラスになっていることが必要）</p> <p><法人の場合></p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者</p> <p>①最近2年間の決算において経常利益を計上している。</p> <p>②直近の決算で債務超過でない。</p>	<p>500万円</p> <p>(ただし、100万円以上とする)</p> <p>※本保証制度は1事業者1口とします</p> <p>※また、他のカードローン当座貸越根保証を併用することはできません</p>
当座貸越根保証	<p>申込時点で創業2年未満のもの（事業を営んでいない個人または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る）で、次のすべての要件を満たす中小企業者</p> <p>(1) 創設したことが確認できる資料（開設届出書や商業登記簿謄本など）及び創業計画書等の事業計画に関する資料の提出ができるもの。</p> <p>(2) 申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援していきたい先で償還能力があると認められ、創業者カード推薦書の提出が可能なもの。</p>	<p>300万円</p> <p>(ただし、100万円以上とする)</p> <p>※本保証制度は1事業者1口とします</p> <p>※また、他のカードローン当座貸越根保証を併用することはできません</p>
長期経営資金保証	<p>長期の事業資金について行う保証</p> <p>次のいずれかに該当する中小企業者で申込金融機関の推薦のある方</p> <p>(1) 業歴3年以上で、与信取引が1年以上あり最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない方</p> <p>(2) 業歴5年以上で、与信取引が1年以上あり最近2年間のいずれかの決算において利益を計上し、繰越欠損のない方</p> <p>(3) 前各号に準ずるもので、債務超過でなく当期利益計上見込みがあり、償還能力があると認められる方</p>	<p>個人・会社</p> <p>2億円</p> <p>(ただし、2,000万円以上、100万円単位とする)</p>

用途	保証期間	保証条件				
		取扱期間	利率	信用保証料	担保	連帯保証人
事業資金	1年間 もしくは 2年間	常時	各金融機関の定めによる	有担保別表による （※） 無担保別表による	原則として保証金額5,000万円以内は、不要とし5,000万円を超える場合は必要	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
事業資金	1年間 もしくは 2年間	同上	同上	有担保別表による （※） 無担保別表による	原則として不要	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
事業資金	1年間 もしくは 2年間	同上	同上	有担保別表による （※） 無担保別表による	原則として不要	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
事業資金	1年間とする ただし、当初保証から5年まで継続利用可能	同上	同上	無担保別表による ※各区分より0.1%の割引を適用	不要	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
運転資金 設備資金	運転資金 3年以上15年以内 設備資金 3年以上20年以内	同上	同上	別表による （※）	必要	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要

制度名	目的及び保証対象	限度額
		2億円
超長期保証制度 (NEO)	次のすべてを満たす中小企業者とする。 (1) 3期以上確定申告を行っており、最近2期のいずれかの決算において利益を計上している中小企業者。 (2) 法人に限る。 (3) 取扱い金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある中小企業者。 (4) 直近決算で債務超過でない中小企業者。ただし、債務超過先については有担保での取り扱いであれば可とする。	社債発行金額の80%を保証金額とし、 4億5,000万円 (ただし、普通保険及び無担保保険にかかる保証(それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く)と合わせて5億円以内。なお、1回の社債発行最低額は3,000万円)
特定社債保証	直近の決算において、下記の基準(1)～(3)のいずれかの資格要件を満たす株式会社 基準(1) 純資産額5千万円以上3億円未満の先で次の①又は②並びに③又は④を満たす方 ①自己資本比率20%以上 又は ②純資産倍率2.0倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 又は ④インタレスト・ガバレッジ・レシオ2.0倍以上 基準(2) 純資産額3億円以上5億円未満の先で次の①又は②並びに③又は④を満たす方 ①自己資本比率20%以上 又は ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 又は ④インタレスト・ガバレッジ・レシオ1.5倍以上 基準(3) 純資産額5億円以上の先で次の①又は②並びに③又は④を満たす方 ①自己資本比率15%以上 又は ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率5%以上 又は ④インタレスト・ガバレッジ・レシオ1.0倍以上	2億円 (借入限度額 2億5,000万円) 保証割合は借入額の80%
流動資産担保融資保証	売掛債権及び棚卸資産を担保とした融資にする保証 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 (棚卸資産を担保とする場合は法人に限る) 根保証は当座貸越、個別保証は手形貸付とする(貸付金額は千円単位) 本制度の利用は一申込人につき、一信用保証協会に限ります。	2億円 (借入限度額 2億5,000万円) 保証割合は借入額の80%
実事業関連再生保証計画	次に掲げるいずれかの機関等の指導、助言、支援決定、成立、検討等により作成された各計画に従って事業再生を行い、金融機関に対し(金融機関は保証協会に対し)計画の実行状況及び進捗の報告を行う中小企業者 ①中小企業基盤整備機構 ⑦私的整理に関するガイドライン ②認定支援機関(再生支援協議会・産業復興相談センター) ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドライン ③特定認証紛争解決手続 ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン ④整理回収機構 ⑩中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合 ⑤地域経済活性化支援機構 ⑪経営サポート会議(保証協会や取引金融機関等の関係者が一堂に会し、経営支援の方向性等を検討する場) ⑥東日本大震災事業者再生支援機構	個人・会社 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
経営連営保証	<対象者：中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに対し、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イ又は第2号イの規定による認定」を受けた中小企業者	2億8,000万円
特定経営連営保証	<対象者：中小企業である会社の代表者(代表者に就任後であること)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イの規定による認定」を受けた中小企業者の代表者	
経営連営保証準備	<対象者：中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ロ、同項第2号ロ又は同項第1号ハの規定による認定」を受けた、中小企業者	
特定経営連営保証	<対象者：事業を営んでいない個人(代表者に就任前であること)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による認定」を受けた、事業を営んでいない個人	
事業サポート保証	<対象者：以下の全ての要件を満たす持株会社>※別途、事業承継計画の所要事項や添付書類あり ①事業会社の議決権株式の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定すること ②事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ③持ち株会社の議決権株式の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法に定める業種に属する事業を行っていること ⑤株式の分散または株式評価の高騰等により事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること	

保証条件						
用途	保証期間	取扱期間	利率	信用保証料	担保	連帯保証人
運転資金 設備資金	一括返済の場合 15年以内 分割返済の場合 15年以内 (措置期間1年以内)	常時	各金融機関の定めによる	別表による (※) ※各区分より 0.1%~0.2%の 割引を適用	必要に応じて 求める	法人 原則として代表者 以外の連帯保証人は 不要
事業資金	2年以上 7年以内 (年単位)	同上	同上	有担保 別表による (※) 無担保 別表による	原則として保証金額 2億円を超える 場合は、協会の直接 設定が必要	不要
事業資金	根保証 1年間 (但し、更新は妨げない) 個別保証 1年以内	同上	同上	責任共有 保証料率 0.68%	根保証 売掛債権 又は 棚卸資産 個別保証 売掛債権 のみ	個人 原則として不要 法人 原則として代表者 以外の連帯保証人は 不要
事業再生の 計画の実施 に必要な資金	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 15年	同上	同上	責任共有制度 対象の場合は、 0.80% 責任共有制度 対象外の場合は、 1.00% 特小保険付保分 0.65%	必要に応じて 求める	個人 原則として不要 法人 原則として代表者 以外の連帯保証人は 不要
経営の承継に 必要な以下の 資金 ①議決権株式 の取得資金 ②事業用資産 等取得資金 ③事業用資産 に係る相続税 又は贈与税 の納税資金 ④運転資金	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む)	同上	同上	有担保 別表による (※) 無担保 別表による	必要に応じて 求める	個人 原則として不要 法人 原則として代表者 以外の連帯保証人は 不要
他の中小企業者の 経営の承継に 不可欠な以下の 資産の取得資金 ①他の中小企業 者が有する事業 用資産 ②他の中小企業 者(会社)の 株式等(取得に より総議決権数 の100分の50 を超える場合)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む) (措置期間1年以内)			特小保険付保分 0.65%		個人・法人 原則として会社の 代表者または他の中小 企業者(会社に限る) 以外の連帯保証人は 不要
				有担保 別表による (※) 無担保 別表による		個人 原則として 他の中小企業者 (会社に限る)以外の 連帯保証人は不要
承継会社の発行 済議決権株式総 数の3分の2以上 を一括で取得 する資金および 付帯費用	15年以内 (措置期間2年以内)			1.15%		法人 原則として代表者 以外の連帯保証人は 不要

制度名	目的及び保証対象	限度額
		<p>1 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者とする。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、融資実行されたものに限る。)から3年以内に融資申込みを行うものに限る。</p> <p>(1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。</p> <p>(3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、申込時に満たしていることとする。</p> <p>①資産超過であること</p> <p>②EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること</p> <p>③法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)</p> <p>2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)上記1(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。</p> <p>(2)上記1(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。</p>
経営承継借換関連保証	<p>1 次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)を対象とする。</p> <p>(1)次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関をいう。)からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。</p> <p>②認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。</p> <p>ア.資産超過であること</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)が10倍以内であること</p> <p>③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。</p> <p>(2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>(3)信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。</p> <p>認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)とする。</p>	<p>会社 2億8,000万円</p>
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	<p>次に掲げるいずれかの機関等の指導、助言、支援決定、成立、検討等により作成された計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、金融機関に対し(金融機関は保証協会に対し)計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p> <p>①中小企業基盤整備機構 ⑦私的整理に関するガイドライン</p> <p>②認定支援機関(再生支援協議会・産業復興相談センター) ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドライン</p> <p>③特定認証紛争解決手続 ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン</p> <p>④整理回収機構 ⑩中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合</p> <p>⑤地域経済活性化支援機構 ⑪経営サポート会議(保証協会や取引金融機関等の関係者が一堂に会し、経営支援の方向性等を検討する場)</p> <p>⑥東日本大震災事業者再生支援機構</p>	<p>個人・会社 2億8,000万円</p> <p>組合 4億8,000万円</p>
伴走支援型特別保証	<p>次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動計画を策定した中小企業者</p> <p>(1)セーフティネット4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)</p> <p>(2)セーフティネット5号(売上高等減少率が15%以上のものに限る。)</p> <p>(3)危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)</p> <p>※取扱金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、事業者から計画の実行状況等の報告を受ける(信用保証協会へ定期報告する)</p>	<p>4,000万円</p>

用途	保証期間	保証条件				
		取扱期間	利率	信用保証料	担保	連帯保証人
事業資金	10年以内 (据置期間1年以内)	常時	各金融機関の定めによる	<p>経営者保証 コーディネーター 確認なし 0.45%~ 1.90%</p> <p>経営者保証 コーディネーター 確認あり 0.20%~ 1.15%</p>	必要に応じて求める	不要
当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金	10年以内 (据置期間1年以内)	同上	同上	<p>経営者保証 コーディネーター 確認なし 0.45%~ 1.90%</p> <p>経営者保証 コーディネーター 確認あり 0.20%~ 1.15%</p> <p>特小保険付保分 0.65%</p>	必要に応じて求める	不要
事業再生の計画の実施に必要な事業資金	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 (据置期間5年以内)	R3. 4. 1~ R4. 3. 31	同上	0.8%~ 1.2% 国の補助により事業者負担は、 0.2% ただし、変更保証料については、 補助対象外	必要に応じて求める	<p>個人 原則として不要</p> <p>法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</p> <p>※経営者保証免除対応の場合は不要</p>
経営の安定に必要な事業資金	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間5年以内)	R3. 4. 1~ R4. 3. 31 セーフティネット4号、5号は認定指定期間 危機関連保証は危機指定期間 (貸付実行は危機指定期間内であること)	同上	0.85%又は 1.05% 国の補助により事業者負担は、 0.2% ただし、変更保証料については、 補助対象外	必要に応じて求める	<p>個人 原則として不要</p> <p>法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</p> <p>※経営者保証免除対応の場合は不要</p>